

多摩市ブロック塀等撤去工事助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震その他の災害の発生時に倒壊のおそれがあるブロック塀等の撤去に要する費用の一部を助成することにより、災害発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害の防止及び市民生活の安全の確保を図り、もって災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック造、れんが造、石造その他の組積造の塀及び門柱並びに鉄筋コンクリート組立塀であって、多摩市内（以下「市内」という。）に設置されているものをいう。
- (2) 避難路 東京都耐震改修促進計画において特定緊急輸送道路又は一般緊急輸送道路として定められた道路、通学路並びに建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項に規定する道路及び道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち建築物から避難場所までの避難経路となるもので、多摩市地域防災計画において避難路として位置付けられたものをいう。
- (3) 撤去工事 次のいずれかに該当する工事をいう。
 - ア 避難路に沿って設けられるブロック塀等の地上部分の全てを撤去する工事
 - イ 避難路に沿って設けられるブロック塀等の路面からの高さが60センチメートルを超える部分の全てを撤去する工事（以下「上部撤去工事」という。）
- (4) 耐震診断 建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士をいう。）、ブロック塀診断士（公益社団法人日本エクステリア建設業協会が既設のブロック塀等の性能評価を行う者としてその資格を認定した者をいう。）その他の地震に対するブロック塀等の安全性の評価に関する専門的な知識及び技能を有すると認められる者（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条に規定する要安全確認計画記載建築物にあつては、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項に掲げる者）が、同法第4条1項に規定する基本方針のうち同条第2項第3号の技術上の指針となるべき事項に基づいて行うブロック塀等の地震に対する安全性の評価をいう。

(助成金の対象者)

第3条 この助成金の交付の対象となる者は、耐震診断により倒壊の危険性があると評価されたブロック塀等を所有し、その撤去工事を行う者とする。ただし、次に掲げる者については、助成金の交付の対象としない。

- (1) 国、地方公共団体その他これに準ずる団体（以下「公共団体等」という。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、助成金を交付することが適当でないと多摩市長（以下「市長」という。）が認める者

(助成対象経費)

第4条 この助成金の交付の対象となる経費は、市内に本店を置く建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けている者をいう。）が実施する撤去工事のうち、ブロック塀等が避難路に接する部分（以下「接道部分」という。）に係るもの（以下「助成対象工事」という。）に要する費用とする。ただし、次のいずれかに該当する撤去工事に要する費用は対象としない。

- (1) 助成金の交付を受けようとする年度の2月末日までに完了しない撤去工事
- (2) ブロック塀等が設置されている土地の売買その他の所有権の移転を目的として行う撤去工事
- (3) 公共団体等からこの助成金と同種の助成を受けている撤去工事
- (4) 既にこの要綱による助成金の交付を受けている撤去工事（当該撤去工事に係るブロック塀等と同一の土地上に設置された他のブロック塀等に係る撤去工事を含む。）
（助成金の交付額）

第5条 助成金の交付額は、同一の土地上における助成対象工事につき、30万円を限度として次の各号のいずれか少ない額とし、予算の範囲内で市長が定める額とする。

- (1) 接道部分の延長に1メートル当たり25,000円を乗じて得た額
- (2) 助成対象工事に要する費用の額に100分の80を乗じて得た額

2 前項各号の額を算出する場合において、当該額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

（助成金の交付の申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、多摩市ブロック塀等撤去工事助成金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、撤去工事を行う前に市長に申請しなければならない。

- (1) ブロック塀等の案内図及び避難路に接することを示す見取図
- (2) ブロック塀等の現況写真
- (3) ブロック塀等の避難路面からの高さを確認できる図面等（上部撤去工事の場合に限る。）
- (4) 助成対象工事に要する費用の見積書の写し
- (5) 耐震診断の結果の写し
- (6) ブロック塀等の所有者と当該ブロック塀等が設置されている土地の所有者が異なる場合は、土地所有者の承諾書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（助成金の交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当であると認めるときは速やかに助成金を交付することを決定し、多摩市ブロック塀等撤去工事助成金交付決定通知書多摩市ブロック塀等撤去工事助成金交付決定通知書（第2号様式）により、助成金を交付することが適当でないとき速やかに助成金を交付しないことを決定し、その理由を付して多摩市ブロック塀等撤去工事助成金不交付決定通知書（第3号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による助成金の交付の決定に当たって、必要と認める条件を付す

ることができる。

(申請の撤回)

第8条 前条第1項の規定による助成金の交付の決定の通知を受けた者(以下「被交付決定者」という。)は、助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、その通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に申請の撤回をすることができる。

(助成対象工事の変更又は中止)

第9条 被交付決定者は、助成金の交付の決定に係る助成対象工事の内容を変更しようとするときは多摩市ブロック塀等撤去工事変更申請書(第4号様式)に変更の内容が確認できる書類を添えてあらかじめ市長に申請し、助成対象工事を中止しようとするときは多摩市ブロック塀等撤去工事中止届出書(第5号様式)によりあらかじめ市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による助成対象工事の内容の変更の申請があったときは、その内容を審査し、助成対象工事の変更の可否について決定し、多摩市ブロック塀等撤去工事変更承認決定通知書(第6号様式)又は多摩市ブロック塀等撤去工事変更不承認決定通知書(第7号様式)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(事故報告等)

第10条 被交付決定者は、助成対象工事が予定の期間内に完了しない場合又は助成対象工事の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由その他必要な事項を、書面により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 市長は、助成対象工事の円滑かつ適正な執行を図るため必要があるときは、被交付決定者に対し、助成対象工事の遂行の状況に関し、報告させることができる。

(助成対象工事の遂行命令)

第12条 市長は、前条の規定により被交付決定者が提出する報告及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により、助成対象工事が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、被交付決定者に対し、これらに従って助成対象工事を遂行するよう命じることができる。

(完了の届出)

第13条 被交付決定者は、助成対象工事が完了したときは、速やかに、多摩市ブロック塀等撤去工事完了届(第8号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に届け出なければならない。

- (1) 助成対象工事に係る契約書の写し
- (2) 助成対象工事に係る領収書その他の助成対象工事に要した費用が確認できる書類の写し
- (3) 助成対象工事に係る完了図書(上部撤去工事の場合は、ブロック塀等の避難路面からの高さを確認できるもの)の写し
- (4) 助成対象工事の施工内容及び完了の状況が確認できる写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(助成金額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による届出があったときは、その内容を審査し、当該届出に係る助成対象工事の成果が、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかどうかを調査し、その内容が適正と認めるときは、助成金の額を確定し、多摩市ブロック塀等撤去工事助成金交付額確定通知書（第9号様式）により被交付決定者に通知するものとする。

2 前項の助成金の額は、第7条第1項の規定による助成金の交付の決定額（第9条第2項の規定による助成対象工事の変更の決定があったときは、当該決定による助成金の交付の決定額）を上限とする。

(助成金の請求)

第15条 前条第1項の規定による助成金の額の確定通知を受けた被交付決定者は、市長が指定する日までに、多摩市ブロック塀等撤去工事助成金請求書（第10号様式）により、助成金の交付を市長に請求しなければならない。

(助成金の交付)

第16条 市長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第17条 市長は、被交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、市長は、多摩市ブロック塀等撤去工事助成金交付決定取消通知書（第11号様式）により被交付決定者に通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 助成対象工事を中止したとき又は助成対象工事を実施しないことが明らかなきとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

(助成金の返還)

第18条 市長は、前条の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、助成対象工事の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、別に期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第19条 市長は、第17条の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、前条の規定による助成金の返還を命じたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を、被交付決定者に納付させることができる。

2 市長は、被交付決定者に助成金の返還を命じた場合において、被交付決定者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させることができる。

(違約加算金の計算)

第20条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、被交付決定者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第21条 第19条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(関係書類の整理等)

第22条 被交付決定者は、助成対象工事に係る支出について証拠書類を整理し、助成金の交付の決定に係る会計年度終了後5年間保管しておかなければならない。

(補則)

第23条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第15条及び第16条の規定は、同年5月31日限り、その効力を失う。